

# 環 境 影 韻 評 価 書

都市高速鉄道第11号線水天宮前～押上間建設事業

平成 6 年 5 月

帝都高速度交通営団

## 1. 総 括

### 1.1 事業者等の名称及び所在地

#### (1)都市計画を定める者

・氏名：東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一  
住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

#### (2)事業予定者

氏名：帝都高速度交通営団 代表者 総裁 永光洋一  
住所：東京都台東区東上野三丁目19番6号

### 1.2 対象事業の名称

都市高速鉄道第11号線水天宮前～押上間建設事業

(対象事業の種類：鉄道の新設)

### 1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、都市高速鉄道第11号線として、現在供用されている水天宮前駅に接続する中央区日本橋箱崎町から、墨田区押上までの延長約6.0kmの区間に都市高速鉄道を新設するものである。この区間には、清澄駅、住吉駅、錦糸町駅及び押上駅（いずれも仮称）の4駅を設置する。

事業計画の概要は、表1-3-1に示すとおりである。

表1-3-1 事業計画の概要

項目	内 容
区間	中央区日本橋箱崎町から墨田区押上一丁目まで
延長	約6.0km
駅	地下駅 4駅
単・複線の別	複線
軌間	1,067mm
軌条	60kg/m
動力	電力（直流1,500ボルト）
完成予定年度	平成12年度

#### 1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

計画路線周辺の現況及び事業計画の内容等を考慮して予測・評価項目を選定し、現況調査、予測及び評価を行った。

環境影響評価の結論の概要は、表1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 環境影響評価の結論の概要

予測・評価項目	結論の概要
1. 騒音	工事の施工中の建設機械騒音は、騒音規制法及び東京都公害防止条例で定める基準以下である。工事の施行にあたっては低騒音型建設機械を採用するとともに、建設機械の配置（敷地境界から7m）が敷地境界側に近接する場合には、防音シート及び簡易防音壁の設置をする等、環境保全対策に十分配慮する。
2. 振動	工事の施工中の建設機械振動は、振動規制法及び東京都公害防止条例で定める基準以下である。さらに工事の施工にあたっては低振動型建設機械の採用等、環境保全対策に十分配慮する。 工事の完了後の列車走行に伴う振動は、敷地境界付近（地表面）で最大45dB、地下構造物（地下室）で43dB程度と予測され、人が振動を感じ始める程度（概ね55dB）以下である。
3. 地盤沈下及び地形・地質	工事の施工中、開削工事の掘削において剛性・透水性の高い土留工法（地下連続壁、柱列式地下連続壁（S型））を採用し、周囲の地盤沈下につながるような地下水位の低下を生じさせないように努める。また、開削工事における埋戻しや、シールド工事における裏込注入等については、十分な施工管理を行うため周辺に地盤変形が生じないものと考える。 工事の完了後、被圧地下水については、帯水層に部分的にかかる構造物の規模に対して帯水層の広がりがはるかに大きいため、地下水の回り込みにより、流動阻害の影響はほとんどない。また、不圧地下水についても、地表下約3.5mまで土留壁を撤去し、透水性のある材料で入念な埋戻しを行うので、地下水の流動阻害は生じないものと考える。

予測・評価項目	結論の概要
4.史跡・文化財	<p>工事の施行中、指定文化財については地盤変状及び地下水位への影響の少ない土留工法及び密閉式工法(泥水式加圧工法等)により施工するため、影響はないものと考える。</p> <p>計画路線上に存在する周知の埋蔵文化財包蔵地はすでに消滅している。</p> <p>なお、工事の施行に際して、周知されていない埋蔵文化財包蔵地が新たに確認された場合については、文化財保護法に基づき適切に対処する。</p>

### 1.5 評価書案の修正の概略

評価書案の修正の概略は、表1-5-1に示すとおりである。

表1-5-1 修正の概略

修 正箇 所	修 正 事 項	修 正 内 容
1.総括	環境に及ぼす影響の評価の結論	振動について評価の結論を一部修正した。
5.現況調査、予測及び評価	振動 地盤沈下及び地形・地質	列車走行に伴う振動が地下構造物（地下室）に及ぼす影響について記述を追加した。 実測ボーリング結果を踏まえて記述を修正した。